

福祉国家のジェンダー化

1980年代以降の研究動向（欧米を中心として）

深澤 和子

- 1 はじめに
- 2 80年代：福祉国家とジェンダー関係の明確化
 - 1) 70年代末の福祉国家のジェンダー化
 - 2) 福祉国家と女性の関係分析
 - a 権力・資源配分におけるジェンダー不平等分析
 - b 福祉国家と女性との“もう一つの関係”分析
 - 3 90年代：福祉国家のジェンダー化の新段階
 - 1) 福祉国家の比較研究
 - 2) 「権力資源」学派の福祉国家類型化論の批判的摂取
 - 3) 福祉国家類型化の新段階
 - a 「男性稼得者モデル」による類型化
 - b 男性稼得者タイプ：個人型タイプによる類型化
 - 4 おわりに 日本の福祉国家のジェンダー化のために

1 はじめに

D.Sainsbury編の『福祉国家のジェンダー化（Gendering Welfare States）』（1994年）は、福祉国家の比較研究にジェンダーを組み込む作業を主要な課題とし、それをgendering welfare statesと表現した。従来の福祉国家研究や社会政策研究において無視ないし軽視されてきた女性と福祉国家（ないし福祉国家の諸政策）との関係に光をあて、福祉国家が歴史的にどのようにジェンダー関係に関与し女性の地位を規定してきたか、また、今日それがどのようなになっているかを明らかにする作業を、フェミニストは、とりわけ80年代以降精力的に展開してきたが、そうした先人の研究を踏まえて、同書は、従来の社会政策学者や社会学者などがもっぱら担当し、フェミニストがあまりかかわってこなかった福祉国家の比較研究の本格的展開を試みたものであり⁽¹⁾、それを「福祉国家のジェンダー化」という用語によって集約したのである。

しかし、こうしたフェミニストによる福祉国家の比較研究は、後に見るように、単なる福祉国家類型の析出それ自体が課題とされるというよりは、従来の研究が視野に入れてこなかった福祉国家

のもつ「人間解放のための潜在力」が女性にどう作用しているかを知らうという意図の下に行われているものである。というのも、これまでの主流の福祉国家研究では、福祉国家の影響力があたかも男女に等しく作用しているかのように想定され⁽²⁾、こうした前提に基づく福祉国家の類型化は、たとえば、福祉国家（政策）と女性との関連が極めて異なっている国々を同一類型に分類し、女性がどのように自立のための諸条件を確保しているかの差異を見えなくさせているからである⁽³⁾。フェミニストは、まさに、福祉国家と女性との関係の各国別差異を浮かび上がらせることを関心の中心に据えているのである。従って、ここでは、これまでの福祉国家の研究者によって析出された種々の概念の批判的検討や類型化のための独自の指標の確定などが重要な課題になるだけでなく、何よりも、福祉国家と女性との関係を具体的に浮かび上がらせるためにも、歴史研究や現状分析も不可欠の構成要素をなす。この意味で、まさに、それは、J.スコットによって「性差の社会的組織化」とフレーズ化されたジェンダーを組み込んだ福祉国家研究の全面的展開であり、ここでは、それを「福祉国家のジェンダー化」と名付けておく⁽⁴⁾。

本稿は、こうした福祉国家のジェンダー化研究の欧米における発展を辿ることによって、福祉国家のジェンダー化が明らかにしてきたものを整理するとともに、福祉国家のジェンダー化の今日的

(1) なお、Gøsta Esping-Andersenなどのいわゆる「権力資源学派」と称される福祉国家研究者が、市民の資格としての社会権という観点をも取り入れた福祉国家の類型化を行ったことが、フェミニストによる福祉国家の比較研究の橋渡しになったといわれている。この点については、Orloff, A.S., 'Gender and the Social Rights of Citizenship : State Policies and Gender Relations in Comparative Research, *American Sociological Review*, Vol.58, No.3, 1993, 304-305頁参照。

(2) Sainsburyは、これまでの主流の福祉国家類型化論や比較研究が「女性や男性に与える福祉国家の影響やその影響の差異についてはほとんど何も説明していないし、また、両性間での福祉制度の不平等についてはほとんど無視してきた」(*Gender Equality and Welfare States*, Cambridge, 1996, p.1)と指摘している。さらに、つけ加えておけば、「ほとんどの民主的理論家も福祉国家の**家父長制的構造**を認識しなかったし、女性と男性が市民として統合化される異なった仕方そのものが民主主義にとって重大であることがほとんど理解されていない」(Pateman, C., 'The Patriarchal Welfare State,' in MacDowell, L. and Pringle, R.(eds.), *Defining Women: Social Institutions and Gender Divisions*, Cambridge, 1992, p.223,傍線原文イタリック)ことも見落とせない点である。

(3) この意味で、筆者は、「先行研究があきらかにしてきたように、発展した資本主義国であるという属性は共通していても、それらの国がおのおの質的に異なる性格の福祉国家グループに別れるとすれば、異なる型の福祉国家が、ジェンダーという社会的な男女関係や家族関係に与える影響もそれぞれ質的に違ったものであるはずであろう」(北明美「ジェンダー平等：家族政策と労働政策の接点」岡沢憲英・宮本太郎編『比較福祉国家論』法律文化社、1997年、178頁)という立場はとらない。というのも、フェミニストによって批判されているのは、まさに、主流の研究が、福祉国家と女性との関係の特質を無視して、例えばそれが全く両極に位置するような国々がある場合には同一類型として扱ってしまうことなのである。問題は、福祉国家と女性との関係の特質を無視して組み立てられる類型化なのである。

(4) Genderingという用語自体は、Orloff前掲論文でも、権力資源学派の分析枠組みにジェンダーを組み込む際に用いられており、Sainsburyが初めて使用したわけではなく、筆者の見限り、すでに80年代後半には用いられている。福祉国家のジェンダー化については、大沢真理「『福祉国家比較のジェンダー化』とベヴァリッジ・プラン」『社会科学研究』47巻4号、1995年、87頁も参照のこと。

課題を探ろうとするものである。

2 80年代：福祉国家とジェンダー関係の明確化

1) 70年代末の福祉国家のジェンダー化

「その[イギリス福祉国家の]家族，労働者階級，時には中産階級に与える影響が検討されてきたし，その社会主義との関連についての議論もしばしば行われてきた。全く議論されてこなかったのはその女性に与える影響である」⁽⁵⁾。

このような問題意識に基づいて，福祉国家と女性の関係に焦点が当てられる作業がすでに70年代後半にフェミニストによって開始されることになるが，当時の議論の特色は，とりわけソーシャリスト・フェミニストの間では，福祉国家の家族政策が「女性に関する限り，彼女たちが家庭外でますます雇用を探している時に，妻や母親として狭く定義し続けるというイデオロギー的の姿勢が存在し，福祉制度は，これらの規範を越える女性に非難を浴びせたり，往々にして彼女たちを罰したりする傾向を有してきた」⁽⁶⁾し，「あらゆる種類の社会政策は女性とその子どもたちを被扶養者と定義し続けてきた」⁽⁷⁾と捉えたことである⁽⁸⁾。ここから，近代家族を，「女性が国家の抑圧を受ける場であると同時に，その抑圧の実行者が往々にして個々の男性となっている場」⁽⁹⁾として位置づけ，その問題性を明らかにした。しかし，同時に，見落としてならないことは，現実的には「福祉国家は，家庭における主婦や母親にセーフティ・ネットを投げ与えてきた」⁽¹⁰⁾ことであり，この点か

(5) Wilson, Elizabeth, *Women & the Welfare State*, London, 1977, p.170.

(6) *Ibid.*, p.178.

(7) *Ibid.*, p.179. 彼女は，男性「左翼」福祉国家研究者の側もこの点を無視してきたことを指摘している (cf. 'Feminism and Social Policy,' in Martin Loney et al. (eds.), *Social Policy and Social Welfare*, Milton Keynes, 1983, p.43, 邦訳大山博・武川正吾等訳『イギリス社会政策論の新潮流』，法律文化社，1995年，41頁参照）。

(8) この文脈の中で，ベヴァリッジ報告における男女の不平等取り扱いとそうした差異をもたらす前提となった女性＝男性の被扶養者という考えが，すでに批判の対象になっていることが注目される (cf. *ibid.*, pp.150-156)。なお，1983年の論文では，この視点からのベヴァリッジ批判を基調としながらも，ベヴァリッジ報告が「家庭内で女性によって担われる重要な役割を，無償の家内労働という言葉で初めて認めた」 ('Feminism and Social Policy,' p.37) ことを追加し，今日，一つの焦点となっているアンペイド・ワークの社会的評価の問題に示唆を与える指摘をしている。

(9) *Ibid.*, p.186.

(10) *Ibid.*, p.179 .

ら福祉国家に一定の評価を与えていることである⁽¹¹⁾。こうして、「福祉国家が、女性の地位と同様に、逆説や矛盾に充ちている」⁽¹²⁾ことを十分に理解した上で、「福祉国家と女性との関係」を意識的に取り上げたフェミニストの関心が、80年代にも依然としてその家父長制的側面に関心を向けていたことを考えれば、女性を男性の被扶養者とみなす考えを前提として組み立てられた「国家の施策における抑圧的要素」⁽¹³⁾により傾いていたことは、ある意味で当然であろう。しかしながら、このことは、ソーシャリスト・フェミニストが核家族や一夫一婦制、あるいは家族構成員間の感情的・性的関係に関する価値観を攻撃していると理解すべきではなく、「現に存在している事実であるものの分析」⁽¹⁴⁾（傍線原文イタリック）をしていると捉える必要がある。さらに、公的福祉サービスの提供が大部分女性によって担われており、また、そうしたサービスや給付の受給者の多くも女性によって占められていることから、被用者として、また受給者としての立場からそれらに対するコントロールの問題が福祉国家と女性との関係を転換させていく上で重要であるとする指摘⁽¹⁵⁾も、スカンジナビアで展開された論点との関連で注目しておく必要がある。

2) 福祉国家と女性の関係分析

a 権力・資源配分におけるジェンダー不平等分析

イギリスのソーシャル・ポリシー研究に関してジェンダー視角からの分析を行ってきた代表的な研究者の一人であるJane Lewisは、1980年代の当該分野の研究状況を振り返って、以下のような総括をしている。

「1980年代のフェミニストの仕事のますます多くの部分は、その大半が支払い労働と不払い労働の分業から生じる権力と資源の配分の不平等性に焦点を当てるようになってきた」⁽¹⁶⁾。

(11) 福祉国家の現実の機能が女性や子どもの福祉の向上に役立っていると見る、こうしたフェミニストの見解に対しては、「左翼機能主義」として左翼の側から批判があったことがWilsonによって指摘されている。その批判は、主として、「フェミニストは、福祉を資本主義の『ニーズ』を満たすものと理解してきたというものである。…また、このいわゆる左翼機能主義は、階級闘争や、福祉のもつ矛盾した本質を強調してきたアプローチより劣るというものである」(‘Feminism and Social Policy,’ p.43)。こうした批判に対して、彼女は、「フェミニストの分析は、一方では、そうした矛盾を常に強調してきているし、他方では、資本主義国家が女性のための施策（これらの施策は往々にして内容的に一貫性に欠けているけれども）を実施しているという認識を当然伴っており、従って、我々は、それと正反対の理論的極端に走ることはできないし、また、国家をイデオロギー的プランナーとみなすことを完全に拒否できないという認識を当然伴っている」(*ibid.*,傍線原文イタリック) と反論し、現実を見据えたソーシャリスト・フェミニストの一方的でない福祉国家観を明らかにしている。

(12) Wilson, *Women and the Welfare State*, p.9.

(13) Wilson, ‘Feminism and Social Policy’, p.43.

(14) Wilson, *Women and the Welfare State*, p.186.

(15) Cf. *ibid.*, pp.180-181.

(16) Lewis, J., PART 6 Introduction, in Martin Bulmer, Jane Lewis and David Piachaud (eds.), *The Goals of Social Policy*, London, 1998, p.133.

この総括は、フェミニストの80年代における仕事、70年代においてすでに基本的に把握されていた「性差（生物学的なもの）をジェンダー（社会的なもの）と区別するとともに、妻および母としての女性の労働をアンペイド・ワークとして概念化したこと」⁽¹⁷⁾の延長線上にあることを意味するものであり、福祉国家のジェンダー化の本格的な開始を示唆するものである。

この文脈の中で、福祉国家と女性との関係を考察すれば、何よりも女性にとって問題となるのは「社会政策の構造が、『常態では』成人女性は経済的に男性に依存しており、男女の間には分業が存在する」⁽¹⁸⁾ことを前提としてできあがっていることである。このことは、「女性の有給雇用を補助的なものと扱い、家族内での権力や資源の配分問題を無視し、家庭内での性別分業を当然視してきた」⁽¹⁹⁾と言い換えられ得るものであり、結局、「家族内の女性の地位に影響を与える政策はしばしば性別分業を強化してきた」⁽²⁰⁾という理解に達することになる。フェミニストのこうした視点からの福祉国家の諸政策の見直し、歴史の点検が80年代に活発化することになるが、こうした福祉国家のジェンダー化は、折しも、サッチャー・レーガン政権の登場で、「伝統的な家庭内の性別分業強化の要求」⁽²¹⁾が顕著になる中で追求され、「フェミニストの運動がいかに成功裡にそれらに反撃しうるかということに関しては決して確信があるわけではない」⁽²²⁾状況の下で営まれたことを記憶しておく必要がある。

こうして、当該時期においては、一方で、福祉国家の諸政策ないし社会政策の前提をなす仮説、すなわち、「男性稼得者と、夫や子供および他の被扶養親族の福祉を自分の第一の責任とする女性からなる」⁽²³⁾家族とそれを前提とした家族賃金イデオロギーの社会規範化のプロセスが研究されるとともに⁽²⁴⁾、他方で、福祉国家と女性との関係では、とりわけ、この家族内の性別分業を基礎にした家族モデルに基づいた社会保障制度や税制を貫くジェンダー不平等の歴史研究、および現状分析が展開されることになる。本格的な研究成果（とりわけ歴史研究に関して）は90年代を待たなければならないにしても、ここで提起された問題は、旧来の福祉国家研究の限界を問い、90年代におけるフェミニストによる独自の福祉国家の類型化に至る研究発展の土台をなしている。

さて、イギリスでは、福祉国家のジェンダー化のためにまず着手されたのは、第二次大戦後の福祉国家を基礎づけたベヴァリッジ計画が前提とした上述の家族モデルの批判であり、また、そこから生じるジェンダー不平等の批判であった。すでに同計画が出た時点でフェミニストのE. AbbotやK. Bompassによって批判されたのは、ベヴァリッジが「金持ちであろうが貧しかろうが、主婦であ

(17) *Ibid.*, p.132.

(18) Lewis, J., Introduction, in Lewis (ed.) *Women's Welfare-Women's Rights*, London, 1983, p.1.

(19) *Ibid.*, p.4.

(20) *Ibid.*, p.1.

(21) *Ibid.*, p.2.

(22) *Ibid.*, pp.2-3.

(23) *Ibid.*, p.3.

(24) この家族賃金イデオロギーをめぐる80年代のイギリスを中心とした研究状況、およびその成果については木本喜美子『家族・ジェンダー・企業社会』ミネルヴァ書房、1995年を参照のこと。

ろうが収入を得ている労働者であろうが、既婚女性に独立した人格をもった地位を与えない」⁽²⁵⁾ ことであったが、これは、「法の前では女性にも平等が与えられるべきであり、また『労働の点では、えこ最良[保護]ではなく公平な場』が保証されるべきである」⁽²⁶⁾という彼女たちの平等観、つまり、主としてキャリアを選択した女性の男性との同等取り扱いに焦点をあて、それこそを平等と見なす考えに基づいてなされた批判であった。しかしながら、80年代の関心は、ベヴァリッジが家庭内で行われる既婚女性のアンペイド・ワークの重要性を評価するシステムとして組み立てた社会保障制度が現実には、夫（の抛）を介してのみ女性に受給権を付与し、しかも、ベヴァリッジの予想や願望を大幅に超えて増大した有給労働についている既婚女性に対する社会保障制度が、「妻と母親であることが優先されるとみなされるのだから、従って、論理的に、罰せられるのは労働者としての女性である」(傍線原文イタリック)⁽²⁷⁾という論理的帰結として導き出された給付の制限や不平等を内包することによって女性の従属的地位を再生産する仕組みとなっている、ことに向けられた。つまり、80年代のフェミニストの関心は、何よりも、現実アンペイド・ワークもペイド・ワーク（その多くはパートタイムという雇用形態でのペイド・ワーク）も行うことによって二重の負担を背負わされている既婚女性労働者の厳しい現実（生活時間配分における異常な男女格差がその典型例）に、しかも、そのペイド・ワークを介して得られる社会的市民権（social citizenship）さえ男性に比べて格段に劣っていることに関心が向けられた。以上の点を90年代の言葉で表現すれば、女性は、一方で、「母親としてではなく、被保険者である男性労働者の妻としてのみ、重要な福祉プログラムに対して請求を行うことが可能」⁽²⁸⁾な存在にしかすぎないこと、また、他方では、「現代福祉国家における社会的市民権の概念は、介護労働を介して女性が福祉に無償で貢献していることを有効に評価する方法を見出すことがないまま、依然としてジェンダー化された状態にある」⁽²⁹⁾ということである。後者の社会的市民権（80年代には市民の社会的諸権利と表現されることが多かった）におけるジェンダー不平等の問題は、実は、後にEsping-Andersenの「脱商品化」概念を批判する内容以上のものをすでに含んでいた。すなわち、男性労働者は、主として抛制社会保険制度を介して国家からの「援助の権利」(the right to support)を獲得し、それとともに「脱商品化」もちろんこの言葉は使われていないが が基本的に保証されるようになるが、しかし、その際、重要なのは、この「援助の権利」が、「男性の労働インセンティブを保持したいという[国家の]願望」⁽³⁰⁾に拘束されることである。これに対して、既婚女性の場合には、国家からの諸給付が、「賃労働を選択するインセンティブを持ち続けさせようとする[国家の]願望によってではなく、彼女たちが家族のためにアンペイドの介護労働を続けるであろうという関

⁽²⁵⁾ Cited in Lewis(ed.), *Women's Welfare-Women's Rights*, p.19.

⁽²⁶⁾ *Ibid.*

⁽²⁷⁾ *Ibid.*, p.29.

⁽²⁸⁾ Lewis, J., *Women in Britain since 1945: Women, Family, Work and the State in the Post-War Years*, Oxford, 1992, p.9.

⁽²⁹⁾ *Ibid.*

⁽³⁰⁾ Land, Hilary, 'Who Still Cares for the Family,' in Lewis(ed.), *Women's Welfare-Women's Rights*, p.66.

心によって決定される」⁽³¹⁾ ことであり、社会的諸権利の発生原理が男女で全く異なっており、かつ既婚女性においては、その多くが、労働市場でパートタイマーという「脱商品化」のための諸装置に到達しえないような不利な立場に置かれていることから、男性と同じ「脱商品化」のための機会を与えられていないということである。すでに80年代の早い時期に、こうした点が明らかにされていたことに、当時の「伝統的な家庭内の性別分業強化の要請」という攻撃に立ち向かっていたフェミニストの鋭さを見出すことができる。こうした視点から、80年代には、とりわけ既婚女性のペイド・ワークに対する社会政策のかかわり方が歴史的にどのようなものであったかを、工場法、失業保険法、健康保険法などの具体的分析を通して明らかにする作業が多くのフェミニストによって行われた⁽³²⁾。また、「社会保障や租税制度はともに、婚姻...により女性は被扶養者となり、また家族に入ってくるお金は平等に配分されるという仮定に基づいて、家族を[社会保障給付や課税に際しての]査定の基本単位とする」⁽³³⁾ ことによってもたらされる個別の問題についても、離婚や非婚による単親家族の問題も含めて同様の視点から分析がなされるとともに、イギリスにおける70年代後半以降の性差別禁止法（1975年施行、1986年改定）や同一賃金法（1970年成立、1975年施行、1983年改定）によるペイド・ワークの場面で展開された是正措置の効果やその限界、また、年金制度をはじめとする社会保障分野での個人としての権利の拡大や税制度における個人化の進展とその問題性など、多方面にわたる現状分析が活発に進められた。まさに、「権力・資源配分におけるジェンダー不平等」の具体的有り様が追求されたと言える。

こうして、80年代は、どちらかと言えば、福祉国家の諸政策が家庭内の「性別分業を強化してきた」論理とその具体的プロセスに分析の焦点が当てられ、いわば「国家の家父長制」ないし「家父長制的福祉国家」の側面を浮き彫りにした傾向は否定できないが⁽³⁴⁾、しかし、「人間解放のための潜在力」という観点からも福祉国家をとらえるフェミニストが、例えば、これまで夫の暴力を受けてきた妻が、夫と別れて「所得扶助を受給し、夫の扶養に依存していた時よりも生活が良くなる」⁽³⁵⁾

(31) *Ibid.*

(32) これらの分野でのまとまった成果は、90年代に入って現れてきている。例えば、以下の文献を参照のこと。
Briar, Celia, *Working for Women?: Gendered Work and Welfare Policies in Twentieth-Century Britain*, London, 1997.

Harrison, Barbara, *Not only the 'Dangerous Trades': Women's Work and Health in Britain, 1880-1914*, London, 1996.

(33) Lewis, *Women's Welfare-Women's Rights*, p.4.

(34) この点に関して、「フェミニストの福祉国家批判の最大の論点として、福祉国家プログラムや福祉政策が性差別的な家族モデルを前提として組み立てられており、それを固定化し、促進する機能を果たしているという点にある。... C. ピアソンのように、福祉国家を『女性を犠牲にして、資本と男性の利益を保障する発達した資本主義国家の特征的形態』と捉えることも可能だろう。... C. ペイトマンは、そうした特徴を有する福祉国家を『家父長的福祉国家』... と呼んでいる」(伊藤周平「福祉国家とフェミニズム：女性、家族、福祉」『大原社会問題研究所雑誌』440号、1995年、26頁)とフェミニストの福祉国家批判をまとめることも可能であるが、しかし、そこでどどめてしまえば、後述のようにフェミニストが、福祉国家がもつ「人間解放のための潜在力」に対して期待をよせていることを見えなくさせてしまうであろう。

(35) Lewis, 6 Introduction, in *The Goals of Social Policy*, p.133.

この意義を十分に理解していたことも指摘しておかないと一面的評価に陥ることになる(36)。つまり、90年代になってより明確化されるように、フェミニストは、「福祉国家を単に『家父長制的関係』を増強するもの」(37)と見なしているわけではないこと、それどころか、「国家が家父長制的構造を増強するかもしれないが、同時にその家父長制的構造を変えるかもしれないし、また、いずれにしても国家への依存は『一段階遠ざかった』家父長制であると言えるかもしれない、それゆえ、父であれ、兄弟であれ、叔父であれ、夫であれ、個々の男性への依存よりも望ましい」(38)とみなしていたことをつけ加えておく必要がある。これは、とりわけ「いわゆる家族収入が全ての家族成員の間で平等に分かち合われているかどうかを問題にした」(39) Lewisのいう「権力と資源のジェンダー不平等」研究が進む中で広まってきた見解である。従って、この文脈から出てくる福祉国家の持つ「人間解放の潜在力」の顕在化は、歴史的にはすでに女性協同組合ギルドが一世紀も前に主張したように、女性が「政策の形成により全面的に参加することができるようになる」(40)ことを前提としており、「家庭内外での女性の労働をほとんど評価しない我々の社会の経済的・社会的諸制度を問題にすると同時に、[今とは]極めて異なった政治構造を発展させること」(41)を不可欠の要件としているのである。

b 福祉国家と女性との“もう一つの関係”分析

「アングロ・アメリカンの研究においては、それ[福祉国家と女性の関係]は、家父長制...という言葉でしばしば描かれたが、スカンジナビアの社会学者は、より頻繁に、それを同盟関係として、さらにはパートナーシップとして議論してきた」(42)。

ここでは、こうした福祉国家と女性との関係におけるスカンジナビア的特質を生み出すに至った背景を、Helga Hernesの所説を中心に検討してみることにする(43)。

(36) Landも述べているように、「一部の女性は、国家の給付をあてにすることは、収入の予想もできないけちな夫をあてにするよりもよっぽどましであろうということ、ここ20年間の間に悟ってきたこと」(Land, 'The construction of dependency,' in Lewis et al. (eds.), *The Goals of Social Policy*, p.143.)を重視しなければならないということである。

(37) Lewis, *Women in Britain since 1945*, p.94.

(38) *Ibid.*, p.4.

(39) *Ibid.*

(40) Land, 'Who Still Cares for the Family?', p.83.

(41) *Ibid.* 従って、逆に、「家族内で親業や介護の責任を平等化し、あるいはより公平な資源の配分を保証するような意思がないことがはっきりしている場合には、経済的目的のためにカップルを自立した個人として取り扱う方向に向かう政策には固有の重大な危険がある」(Lewis, Introduction, in *Women's Welfare-Women's Rights*, pp.5-6) こと、つまり、家庭内の性別役割分業をそのままにした状態で、社会保障や税制における個人単位化を安易に追求することには危険が伴うことを見えておく必要がある。

(42) Leira, Arnlaug, 1997, 'Social Rights in a Gender Perspective,' in Peter Koslowski et al.(eds.), *Restructuring the Welfare State : Theory and Reform of Social Policy*, Springer, p.223.

(43) Hernes, H., 'Women and the Welfare State : The Transition from Private to Public Dependence,' in Holter, H.(ed.) *Patriarchy in a Welfare State*, 1984, Oslo, および *Welfare State and Woman Power : Essays in State Feminism*, Oslo, 1987を中心に検討するが、前者の論文は後者の本にほぼそのままの形で収録されている。

そのためには、まずスカンジナビア国家の特質を知ることが必要であるが、スカンジナビア諸国は、長い社会民主主義政権下で、また、階級闘争を制度化・合法化する中で、corporatismが育成され、国家（中央政府レベル、地方政府レベル両方を含む）の政策決定は、選挙で選出される議会やその他の政治的組織体のみでなく、corporateな諸団体（各種審議会や委員会など）もその影響力を行使できる仕組みが形成されてきた。

こうした状況の下で、女性は、政界への進出が男性より少なく、かつ集団としての地位も極めて低いことからcorporateな諸団体の中で権力を持つことも希であったため、女性政策 女性のための福祉政策およびジェンダー不平等を解消するための政策 の決定において最小限の役割しか演じておらず、その文脈からすれば、スカンジナビア諸国の国家も女性に対する「後見人国家」と規定することができる、とHernesは考えている。

しかし、「後見人国家」は、家父長制的国家として否定されるべきかという問に対して、彼女は、80年代の福祉国家の「危機」を念頭におきながらその「女性にやさしい(women-friendly)」国家への転換を検討する。

神野が明らかにしているように、80年代には、ブレトン・ウッズ体制が崩壊し、金融自由化の下で、資本が国境を越えて自由に活動できる条件がますます拡大し、これまで相関関係が見いだせなかった租税負担率と経済成長率との間に、「租税負担率が低ければ、経済成長率が高くなるという関係」⁽⁴⁴⁾が生まれるようになった。この文脈の中で福祉国家の「危機」も位置づけられることになるが、この「危機」を、スカンジナビアのフェミニストは、福祉国家における女性の三つの地位、すなわち、市民、福祉受給者、および国家の被用者という観点から考察した。まず、福祉国家と女性との関連については、従来、家族内で主として女性によって担われてきた子どもの躾や教育、病人や老人の介護という機能が公的部門に移されていく（Hernesは、これを家族の「株式公開going public」となぞらえた）ことによって、「女性の地位や収入や影響力は安定的な公的部門によって肯定的影響を受けるとともに、それに依存するようになった」⁽⁴⁵⁾。それゆえ、「福祉国家の『危機』が財政的危機とみなされるほど、予算削減によってその危機を解決しようとする試みによって、女性は男性よりもずっと影響を受けるであろう」⁽⁴⁶⁾（傍線原文イタリック）ということになる。なぜなら、福祉国家の「危機」が「もっぱら政府の過剰負担の問題とみなされる場合に、諸サービスを家族や市場に移す [国家の]被用者および福祉受給者としての女性に影響をあたえる過程 ことによって問題を解決するならば」⁽⁴⁷⁾、女性は、国家の被用者としてもまた福祉の受給者という立場でも大きな影響を蒙るからである。しかし、こうした福祉国家の「危機」に正面から反撃していくのもまた女性である。なぜなら、「『危機』が[福祉国家の]正統性の危機とみなされるほど、問題解決者としての市場に反対するのと同じくらい国家を信頼し続けることができるのは、...

(44) 神野直彦，1998年，「社会負担の財政社会学」『季刊家計経済研究』1998年春，41頁。

(46) Hernes, 'Women and the Welfare State,' p.33.

(46) *Ibid.*, p.35.

(47) *Ibid.*

女性」(傍線原文イタリック)⁽⁴⁸⁾だからである。女性は、「制度としての市場が家族や国家と比べた場合、ほとんどの女性の生活においてより周辺の役割」⁽⁴⁹⁾しか演じてこなかったことを理解しており、市場よりは国家に信頼をおいているからである。もちろん、このように福祉国家と女性との関係を捉えたからと言って、そこに何の矛盾もないことを意味しないのは言うまでもない。それどころか、依然として解消されない現実の女性の生活の困難さが、「少なくとも、スカンジナビアの制度にあっては、労働者として女性を公的領域に引き出してきた公的消費や公的サービスの拡大が、必然的に再分配の範囲の拡大や社会サービスの改善を伴うものではなく、それが、もっぱら母や妻としての女性福祉受給者という考えに向けられ、またそれに依存しているという事実のなかに存在する」⁽⁵⁰⁾ことを自覚し、それを解決することをフェミニストの課題としているのである。

問題なのは、「サービス部門での『仕事の創出』過程にせよ、あるいは福祉受給者化の過程にせよ、いずれも男性の工業生産への参加のように強力で統合化された組織のノルムを生み出してこなかった」⁽⁵¹⁾ことであり、それによる政策決定過程への「影響力の欠如と無力」⁽⁵²⁾なのである。つまり、「コーポラティスト国家では、人の市民としての地位を決定し、それによって、福祉受給者としての地位を規定するのは、その人の職業上の地位なのであり」⁽⁵³⁾、まさに、女性は、この「職業上の地位」においてコーポラティスト国家のネットワークに統合化されるような自己組織を持たず、従って、「市民としての地位を獲得してくることなしに福祉受給者となってきた」⁽⁵⁴⁾のである。こうして、福祉国家と女性との関係で問題の基礎に横たわっているのは、女性の市民としての地位であり⁽⁵⁵⁾、「すべてはこうして権力的様相を呈しているのである」⁽⁵⁶⁾。

「女性の後見人国家」から女性にやさしい福祉国家への転換は、これまでの行論から明らかなように、自らの生活を規定する政策決定に影響を与えられるような「政治的アクターとしての女性」⁽⁵⁷⁾の成長にかかっている。この点の見通しに関しては、「女性を公的部門に引き入れてきた政策や経済発展はもっぱら男性によって支配されてきたが、この同じ政策が女性の動員に貢献し、やがて彼女たちの市民としての地位に影響を与え、政治的権力を与えることになろう」⁽⁵⁸⁾として長期的パースペクティヴから肯定的に捉えられ、「その時に初めて政策の内容に対して彼女たちの影響力

(48) *Ibid.*

(49) *Ibid.*

(50) *Ibid.*

(51) *Ibid.*, p.36.

(52) *Ibid.*

(53) *Ibid.*, p.41.

(54) *Ibid.*

(55) この文脈で捉えられる市民の地位とは、これまで述べてきたところからも明らかなように、社会的市民権という観点からのそれではなく、まさに、コーポラティスト国家において、政策決定過程において集団として自己の利益を代表しうる組織を有しているか否かにかかわるものである。

(56) Hernes, 'Women and the Welfare State', p.41.

(57) *Ibid.*, p.42.

(58) *Ibid.*, p.45.

がはっきり認められるようになり、男性と女性との政治的優位順位の差異もあらわになるであろう⁽⁵⁹⁾と考えられている。もちろん、政治的アクターとしての参加が、コーポラティスト国家においては、政党によって支配され法律で定められた選挙で選ばれた議会などの諸機関のみでなく、官僚や労働組合、経営者団体の三者構成によるコーポレートな諸団体のレベル、そして、個別問題に対応する政治的活動のレベルという三つの局面でのそれを含む以上、それら全てを視野に入れた参加を考えることが不可欠であることは言うまでもない⁽⁶⁰⁾。こうして、女性と福祉国家との間に「women-friendly」な同盟関係が形成されることを、スカンジナビアのフェミニストは期待したのである。

3 90年代：福祉国家のジェンダー化の新段階

1) 福祉国家の比較研究

福祉国家のジェンダー化の進展の中で、ジェンダー視点からの福祉国家の類型化のための理論的研究と福祉国家の比較研究（主として歴史研究）とが並行して行われるようになった。後者は、いわば、類型化のために必要とされるフェミニスト独自の座標軸を見出すための作業という側面も持っていた。

91年には、T.SkocpolとG.Ritterが1880年代から1920年代におけるイギリスおよびアメリカの福祉国家形成期のジェンダー視点から見た差異を検討し、イギリスが老齢年金や社会保険などの男性労働者およびその被扶養者中心のいわばpaternalist的政策によって特徴づけられるのに対し、アメリカは主として母親ないし将来母親となる労働者に対する施策を中心としたいわばmaternalist的政策によって特色づけられるという結論を引き出した⁽⁶¹⁾。こうした差異を生み出した原因については、第一に、イギリスが男性稼得者による家族賃金イデオロギーに依拠し、それを強化するような形で政策が形成されたのに対し、アメリカでは、家庭的であり母親であるという男性とは異なった女性の領分というイデオロギーに支えられていた、という点が指摘されている⁽⁶²⁾。第二に挙げられた原因は、イギリスが官僚と、組織された労働組合の支持を獲得するために張り合っていた政党とによって政策がみ出されたのに対し、アメリカでは、高等教育を受けた女性社会改良家や既婚の上流階級の女性の運動によってそれが形成されたと結論づけている⁽⁶³⁾。

しかし、こうしたあまりにも鮮やかな両国の対比は、たとえば、イギリスの社会政策が持つ

⁽⁵⁹⁾ *Ibid.*

⁽⁶⁰⁾ Cf. *ibid.*, p.42.

⁽⁶¹⁾ Cf. Skocpol, T. and Ritter, G., 'Gender and the Origins of Modern Social Policies in Britain and the United States,' *Studies in American Political Development*, 5, Spring, 1991.

⁽⁶²⁾ Cf. *ibid.*, pp.92-93.

⁽⁶³⁾ *Ibid.* なお、こうしたアメリカにおける母親のための諸政策の形成に果たした女性の役割の強調に対しては、「ほとんどの先進国で女性によって展開された同様の運動の拡がりやその有効性を過小評価することになる」（Thane, P., *Foundations of the Welfare State*, 2nd.ed., London, 1996, p.110）という批判がある。

paternalist的性格を強調するあまり、それらの政策が「ジェンダーにかかわらず、一般的に労働者に適用される」⁽⁶⁴⁾という誤りを導き出すばかりでなく、福祉国家のジェンダー化の本来の意義、すなわち、そうした政策が家庭内での、また社会的な女性の地位をどのように規定したかという問題関心に必ずしも答ええない内容となっている⁽⁶⁵⁾。

2) 「権力資源」学派の福祉国家類型化論の批判的摂取

Walter KorpiやG.Esping-Andersenなどに代表されるいわゆる「権力資源」学派の福祉国家の類型化に関する研究は、それ自体はジェンダー関係に全く配慮していないにもかかわらず、フェミニストが自前の福祉国家の類型化を行っていく上で有益な分析枠組みの構築に多くの示唆を与えた。というのも、80年代半ば以降に急速な展開を見せた権力資源学派の福祉国家研究は、産業化や経済成長と関連させて福祉国家の発展を位置づけるH.L. Wilenskyなどの手法と異なり、市民の資格としての社会権の有り様という福祉国家のいわば質的側面に着目して福祉国家の類型化を行うとともに、そうした幾つかの類型をもたらず要因として権力関係に注目したという点で、フェミニストにとっては、「国家の社会的施策とジェンダー関係との関連を理解する上で抜群の重要性」⁽⁶⁶⁾を持った研究として位置づけられるものだったからである。ここでは、権力資源学派の所説を紹介することが主要な目的ではないので、その詳細には言及しないが、ジェンダー視点が希薄にもかかわらず、フェミニストがこの学派に注目したのは、フェミニストにとって最大の関心事の一つをなす国家の社会的施策がジェンダー関係に及ぼす影響を分析する際に、とりわけEsping-Andersenの以下のような分析枠組みが福祉国家のジェンダー化に際して大きな示唆を含んでいたのである。すなわち、彼は、福祉国家の内実を特色づけるものとして、「福祉供給における国家と市場との関係」、「社会階層化に与える福祉国家の影響」および「社会権の性格」という三つの柱を立て、それらが、「労働力の脱商品化 (decommodification of labour)」にどう作用するかに応じて福祉国家の定義を行ったが⁽⁶⁷⁾、こうした福祉国家の質的把握という視点こそ、福祉国家と女性との関係を捉えるために不可欠のものとしてフェミニストには理解されたのである。こうして、権力資源学派の批判的検討が、90年代初頭における福祉国家のジェンダー化の課題の重要な一つとなったが、その一つの方向は、とりわけEsping-Andersenのキー概念のジェンダー化であった⁽⁶⁸⁾。

(64) *Ibid.*, p.92.

(65) この点では、Pedersenの家族手当形成に関する英仏比較では、男性稼得者イデオロギー、従って、女性の領分は家庭というイデオロギーの政策への埋め込みが、単に、労働者階級や官僚ないし政治家、アクターとしての女性だけでなく、労使の対立関係とその国家との関係の中で捉えられている点で、より説得的である (*Family, Dependence, and the Origins of the Welfare State: Britain and France 1914-1945*, Cambridge, 1993)。

(66) Orloff, *op.cit.*, p.306.

(67) Esping-Andersenの所説の詳細については、埋橋孝文「福祉国家の類型論と日本の位置」『大原社会問題研究所雑誌』445号や岡本・宮本編前掲書参照。

(68) この点については、OrloffやDaly, M., 'Comparing Welfare States: Towards a Gender Friendly Approach,' in Sainsbury (ed.), *Gendering Welfare States* などの論文が取り扱っている。

もう一つの方向は、独自のジェンダー化指標を考案しつつ、Esping-Andersenの類型との対応関係を探りながら類型化を模索するものである。その代表としてA.Siaroffの試みを挙げることができる。彼は、（保育、出産、親休暇への支出で見る）家族福祉重視度、家族給付がどちらの親に支給されるか、（平均賃金やエリートの賃金に関する男女格差、雇用者に占める女性比率あるいは男女の失業比などを数値化したもので測る）女性の労働願望度⁽⁶⁹⁾という三つの指標から、OECD諸国の類型化を行った⁽⁷⁰⁾。これらの指標については、たとえば に関して見れば、大沢が指摘するように、「家族政策の総支出もいくつかの家族政策手段の特徴も、ただちにジェンダー間不平等の減少という成果と同一視できないことは明らか」⁽⁷¹⁾であり、数量的指標の持つ限界を超えていない。しかし、 については、後に、Sainsburyの所で見えるように、フェミニストにとっては極めて重要な指標である。というのも、女性の担うアンペイド・ワークのうちの子育てや介護に対する家族給付が女性に支払われることは、一方では家族内の性別分業を固定化する機能を持つという危険性をはらみながらも、他方では、女性の経済的自立にとって大きな役割を果たすものとして期待されているからである。その意味で、これは、フェミニストの福祉国家類型化にとって有益な指標の一つとなりうるとみなすことができよう。また、こうした指標を用いて類型化された福祉国家に関して興味深い指摘は、第一に、彼が、カトリックやプロテスタントの「倫理」が「女性のペイド・ワークの良好度」と大きな相関関係を持つこと、言い換えれば、プロテスタントやカトリックのイデオロギーが女性のペイド・ワークのためのインセンティブないしその反対物として作用していることを明らかにし、それを類型化したグループのタイトルにしたこと（「プロテスタントの社会民主主義的福祉国家」「プロテスタントの自由主義的福祉国家」「先進カトリック民主主義的福祉国家」）であり、家族賃金イデオロギーとともに、こうした社会の規範をなす各国固有のイデオロギーにも着目する必要があることを示唆している点である。第二に、上記三つの類型におさまきれない日本（ならびにスイス）を特色づけるタイトルとして「遅れて女性を動員した福祉国家」を用いたことである。これは、日本（およびスイス）における女性の参政権が第二次大戦後と先進国の中では極めて遅れていることに着目したものであるが、この点を、多様な政策決定レベルでの女性の参加や、また集団としての女性の組織の有り様と結びつけた時には何らかの意義を持ちうるのではないかと思われる。

(69) 北前掲論文では、「シーロフは、... ジェンダー・センシティブな国家論の構築という目的から次の2つの指標を示した。すなわち1つは、男性に比しての女性の労働条件の良好度であり、もう1つは家族向け福祉政策の発展度である」（180頁）とまとめているが、ジェンダー・センシティブという点からすればこのまとめは不十分であり、彼の掲げた「家族給付がどちらの親に支給されるか」という指標は、以下で述べるように各段の重要性をもっていることを見逃すべきではなく、彼の試みの1つの積極的側面として指摘しておく必要があろう。

(70) Cf. Sialoff, A., 'Work, Welfare and Gender Equality : A New Typology,' in Sainsbury(ed.), *Gendering Welfare States*, pp.82-100.

(71) 大沢前掲論文，97頁。

3) 福祉国家類型化の新段階

a 「男性稼得者モデル」による類型化

これまでの分析から明らかなように、男性稼得者モデルを基礎として形成された社会政策は、一方で、とりわけ家族内のアンペイド・ワークを担っている既婚女性の受給権を夫の拠出を介してもたらすことによって、他方で、ペイド・ワークにある既婚女性については、夫の被扶養者という地位を前提にして男性と異なった原理で給付を裁定したり低水準の給付を行ったりすることによって、全体として、女性を二流の地位におとしめてきた。こうした理解からすれば、最も有効な類型化は、この「男性稼得者モデル」からどの程度離れているかを測ることによって、女性、とりわけ既婚女性の社会的市民としての地位の程度をも浮かび上がらせることができよう。こうして、Lewisは、実際、この視点からの類型化を試み、「強度の男性稼得者国家」(アイルランド・イギリス)、「修正された男性稼得者国家」(フランス)、「低度の男性稼得者国家」(スウェーデン)という特色を描き出した⁽⁷²⁾。それは、「ペイド・ワークとアンペイド・ワークと福祉との間の関係」⁽⁷³⁾を見るためになされたものであったが、しかし、この類型化は、そのまま女性の自立の程度や「解放」の程度に正確に対応しないところに問題がある。たとえば、Lewisも述べているように、男性稼得者モデルからは遠いところに位置するスウェーデンでは、「女性が労働市場に参入することを『強制されて』きたが、しかし、彼女たちは、アンペイドの介護労働に対する責任を保持しており、他方、男性の態度は変化してこなかった」⁽⁷⁴⁾のである。まさに、アンペイド・ワーク評価の社会的システム(ただし、今盛んに行われているアンペイド・ワークの数量化でないことに注意)とアンペイド・ワークの分担の程度をともに明らかにするような指標を追求することなしに、類型化による女性の地位の差異を浮き彫りにすることはできないということである。

b 男性稼得者タイプ：個人型タイプによる類型化

前述のように、アンペイド・ワークの社会的評価とその分担の程度を同時に視野に入れた福祉国家の類型化を行うためには、その前提として福祉国家における諸給付の受給権が何に基づいて発生するかを検討する作業が不可欠である。それは、依然としてアンペイド・ワークの大半を担わされている女性の社会的市民権の保証の有り様を明らかにするであろうし、また、最終的に「男性・女性双方に適用可能な」⁽⁷⁵⁾概念を再構築して、これまでのものとは根本的に異なった福祉国家の類型化に貢献することをねらったものである。こうした観点から、Sainsburyは、福祉国家における受給資格発生の由来を検討する。そして、労働市場の地位に基づく受給資格は、ペイド・ワークを特別視し、労働市場以外の労働に価値を認めないこと⁽⁷⁶⁾、ミーンズ・テスト付きのニードに基づく受給資格は、家族を給付の単位とすることによって既婚女性には不利であること、市民権や居住権を基礎にした受給資格は、社会権に対する婚姻の影響を中立化し、男女の間に差異を生み

(72) Lewis, 'Gender and the Development of Welfare Regimes,' *Journal of European Social Policy*, 2(3), 1992.

(73) *Ibid.*, p.160.

(74) *Ibid.*, p.169.

(75) Sainsbury, *Gender Equality and Welfare States*, p.41.

(76) Cf. *ibid.*, p.46.

ださず、脱家族化を促進する⁽⁷⁷⁾とともに、社会政策を貫いているジェンダー関係を変えていくことができること⁽⁷⁸⁾、母親の地位に基づく給付がすべての母親に受給資格を与える場合には、扶養原理を掘り崩す可能性を持つし⁽⁷⁹⁾、母性諸給付も、家族関係の如何に拘わらず一定のまともな生活を保障する限り脱家族化の可能性を有すること⁽⁸⁰⁾、などを明らかにし、「...女性の介護者モデルは、単に伝統的な性別分業を永続化させることには必ずしもならず、公私の領域の境界を変更するような介護原則に基づく政策は、社会政策の個人モデルへ向けての展開において一つの足がかりとしての役割を果たすことができる」⁽⁸¹⁾と結論づけた。こうして、「福祉国家をジェンダー化することは、妻や労働者としての女性の受給資格のみでなく、母や市民としての受給資格も分析枠組みに組み込んで、国家間の偏差として検討することを必要とする」⁽⁸²⁾(傍線原文イタリック)のである。

4 おわりに 日本福祉国家のジェンダー化のために

フェミニストによる80年代以降の福祉国家のジェンダー化は、これまでの分析からもわかるように、実に多くの実りある論点を提示してきたと言える。紙幅の関係もあり、また繰り返しになるのでその整理は差し控えるが、福祉国家と女性との関係の過度の単純化が退けられていることだけは、ともすればそうなりがちな日本の研究状況のもとでは、改めて重要な点として指摘しておきたい。

最後に、「働く女性につらい日本 先進23ヶ国で19位」(『朝日新聞』1998年5月31日)という指摘を待つまでもなく、わが国の女性のペイド・ワークでの地位は先進国の中では極めて低い。このペイド・ワークでの女性の地位の低さは、アンペイド・ワークの社会的評価システムと家庭内でのアンペイド・ワークの分担の有り様と関連し合っていることはこれまで述べてきた通りであるが、日本の福祉国家のジェンダー化は、まさに、ここを出発点とし、福祉国家と女性との関係の日本の特質を明らかにすることであり、それを生みだし支えている多様な要因を浮かび上がらせることである。とりわけ、今日、福祉国家と女性との関係は大きく変わりつつあり、そうした変化も視野に入れた研究が必要とされよう。はじめにでもふれたように、フェミニストの関心は福祉国家の類型化それ自体にあるのではなく、福祉国家と女性との関係の各国別差異をどのように把握できるようにするかにあるからである。

(ふかさわ・かずこ 阪南大学経済学部教授)

(77) Cf. *ibid.*, p.71.

(78) Cf. *ibid.*, p.46.

(79) Cf. *ibid.*, p.45 and p.74.

(80) Cf. *ibid.*, p.74

(81) *Ibid.*

(82) Sainsbury, 'Women's and Men's Social Rights: Gendering Dimensions of Welfare States' in Sainsbury(ed.) *Gendering Welfare States*, p.169.